

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：5 国名：マラウイ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：テザニ水力発電所増設計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年2月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における水力発電所に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年5月1日から2013年5月7日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は
当機構HP>調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について
【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月21日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：6月上旬

5 業務の目的

マラウイ国（以下、「マ」国）の電力設備容量は2009年時点で約288 MWであり、うち、水力発電は約284 MWと全体のほぼ98%を占める。水力発電のほとんどはマラウイ湖から流出する唯一の河川であるシレ川本流に設置されており、その設備容量は3ヶ所の水力発電所を併せて約279MWと、「マ」国の水力発電設備容量の98%超を占めている。一方で、近年の高い経済成長率（年平均7.5%）を背景として最大需要は約350 MWに達しており、今後、年5%程度の電力需要の伸び率が予測されている。このため、現時点で既に電力需給のアンバランスが著しい状況となっており、今後の電力供給量を増加させることが喫緊の課題となっている。

なお、本件の対象となるテザニ水力発電所は、第1発電所(20MW)が1973年に、第2発電所(20MW)が1977年にそれぞれ運開し、1996年には第3発電所(51.3MW)が増設されて、計91MW超の設備容量をもって、「マ」国全体の水力発電設備容量(約284MW)の約3割を占めている。

この状況を踏まえ、2010年6月に「マ」国政府から我が国に対し、「テザニ水力発電所増設計画：The Project for Extension of Tedzani Electricity Hydropower Station」(増設容量7MW～20MW)が要請された。なお、「マ」国エネルギー局(DOE)の電力開発計画(改訂版)では、当該増設計画は中期計画(2015年～2020年)の一環として位置づけられ、設備容量20MWの増設が期待されている。

本調査では、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、基本設計を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

南部州ブランタイア(Blantyre)県シレ川及びテザニ発電所地内

(2) 業務内容

- ア 計画の背景、目的、内容の確認及び必要性、妥当性の検証
- イ 先方事業計画の確認、先方実施機関の実施能力、維持管理体制等の確認
- ウ 基本設計、施工計画/機材調達計画の策定、概算事業費積算
- エ 他ドナーの動向及び類似関連事業に係る調査

7 成果品等

- (1) 業務計画書（2013年6月下旬）
- (2) インセプション・レポート（2013年6月下旬）
- (3) 現地調査結果概要（2013年8月下旬）

- (4) 準備調査報告書(案) (2013年11月上旬)
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 (2013年11月中旬)
(コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む)
- (6) 概要資料 (2013年12月下旬)
(設計図及び完成予想図並びに測量成果・地質調査成果を含む)
- (7) 準備調査報告書 (2014年2月下旬)
(設計図及び完成予想図並びに測量成果・地質調査成果を含む)
- (8) デジタル画像集 (2014年2月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 業務主任 / 電力計画 / 運転保守管理計画 / 施工計画 (評価対象予定者)
- イ 電機 / 機械設備計画 (評価対象予定者)
- ウ 水力発電計画 / 土木工事計画 (評価対象予定者)
- エ 保護・制御 / 送変電設備計画 (評価対象予定者)
- オ 資機材調達計画 / 積算
- カ 環境社会配慮
- キ 経済財務分析
- ク 自然条件調査

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件受注コンサルタント (JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。) は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない) 予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。